

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社河合楽器製作所			コード	7952
提出日	2023/6/5	異動（予定）日	2023/6/27		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
□ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	片桐 一成	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	後藤 康雄	社外取締役	○													○	新任	有
3	村松 奈緒美	社外取締役	○										○				新任	有
4	田畑 隆久	社外監査役	○													○		有
5	加藤 治男	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		弁護士としての専門的な知識、経験をもとに、客観的・中立的な視点から当社経営に対し助言、監督を行うことを期待しております。また、上記のa～のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に選任しております。
2		経営者として長年企業経営に携わった経験や知見を有しており、当社経営の意思決定における助言や監督を行うことを期待しております。また、上記のa～のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に選任しております。
3	2023年5月末まで当社顧問弁護士として契約しておりましたが、その報酬等は当社独立性基準に定める多額の金銭に満たない金額であります。	弁護士としての専門的な知識、経験をもとに、客観的・中立的な視点から当社経営に対し助言、監督することを期待しております。2023年5月末まで当社顧問弁護士として契約しておりましたが、当社が定める独立性基準により、当社グループからの多額の金銭その他財産を得ていないことから、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に選任しております。
4		公認会計士としての経験に裏付けられた財務、会計に関する知見、専門知識を有しており、取締役の職務執行等に対し適切な監査を行っております。また、上記のa～のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に選任しております。
5		各種国税業務に携わるとともに各地の税務署長等を歴任し、また税理士としての経験に裏付けられた財務、税務に関する知見、専門知識を有しており、取締役の職務執行等に対し適切な監査を行っております。また、上記のa～のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に選任しております。

4. 補足説明

<p>当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するために、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社としての独立性基準を定めており、以下のいずれの基準にも該当しないことを確認の上、独立性を判断しております。</p> <p><社外役員の独立性要件></p> <p>社外役員候補者本人及び本人が帰属する企業・団体と当社グループとの間に、下記の独立性要件を設ける。なお、社外役員は、下記に定める独立性要件を就任後も維持し、主要な役職に就任した場合は、本独立性要件に基づき、コーポレート・ガバナンス委員会において独立性について検証する。</p> <p>1. 現在当社グループの取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員または使用人でなく、過去においても当社グループの取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員または使用人であったことがないこと</p> <p>2. 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループの大株主（注1）もしくは当社グループが大株主の取締役・監査役・執行役員または使用人であったことはないこと</p> <p>3. 当社グループの主要な取引先企業（注2）の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと</p> <p>4. 当社グループから多額の寄付（注3）を受けている法人・団体等の理事その他の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと</p> <p>5. 当社グループとの間で、役員または重要な使用人（注4）を相互に派遣している法人の役員または従業員でないこと。</p> <p>6. 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループの会計監査人の代表社員、社員、パートナーまたは従業員であったことがないこと</p> <p>7. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭（注5）その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと</p> <p>8. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者ではないこと</p> <p>（1）当社グループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人（注4）</p> <p>（2）過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者</p> <p>（3）上記2. から7で就任を制限している対象者</p> <p>9. その他、社外役員としての職務を遂行する上で独立性に疑いがないこと</p> <p>注1：大株主とは、総議決権の10%以上の株式を直接または間接的に保有する企業等をいう</p> <p>注2：主要な取引先とは、直前事業年度および過去3事業年度における当社グループとの取引の支払額または受取額が、当社グループまたは取引先（その親会社および重要な子会社を含む）の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう</p> <p>注3：多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいう</p> <p>注4：重要な使用人とは、事業部長職以上の使用人をいう</p> <p>注5：多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%以上を超えることをいう</p>
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。